

自立援助ホーム ゆめじでの生活の約束

1 利用料金

家賃（食費・光熱費等含む）30000 円を毎月納めてもらいます。

2 時間について

基本的には夕食時間の 19 時頃には帰るようにしてください。用事があって遅くなる場合は事前にホームへ連絡し、遅くとも 23 時（広島県青少年健全育成条例より）には帰るようにしてください。

外出は特別な事情があれば午前 6 時（広島県青少年健全育成条例）から可能です。

テレビの時間、入浴の時間は特に定めはありませんが、次の日の生活や周りの大人、ほかの入居者のことも配慮し、自分で考えて行動してください。

3 食事

朝食はだいたい 7 時、昼食はだいたい 12 時、夕食はだいたい 19 時とします。朝食と昼食については必要があれば事前に連絡を受けることで用意し、連絡がなければ用意しません。ホームではみんなで一緒に食事することを大切なことと考えているので、入居者みんなで食事することを基本とします。

4 居室

2 人部屋になります。簡易ベッドやハンガーなど貸し出す家具がありますが、退居時には現状復帰での返却とし、破損させたものについては弁償を求めることがあります。部屋割りの優先順位は入居順に意思が尊重されることとなるため、①（番長い入居者）→②→③→④→⑤→⑥の順番に部屋割りの希望を聞きます。

5 就労

働くことを原則とし、働かない時期がないようにしましょう。22 時を過ぎる仕事は奨励しません。また、客とお酒を呑む仕事や風俗業は認めません。9 時から 18 時までなどの日勤時間帯での労働を奨励します。

6 外泊

自宅や友人宅（友人宅は一回につき 1 泊まで：異性宅は許可しない）へは外泊願いを事前に提出すれば可能です。手続きを踏むことを忘れないようにしてください。ただし、子どもなどの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。

7 友人

ホームの大人に紹介できる友人は、連れてきても構いません。しかし、ほかの入居者のことも考え、自室へ招き入れることはしないでください。（2 人部屋のため）

自立援助ホーム ゆめじでの生活の約束

また、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時間には帰ってもらいましょう。

8 飲酒・喫煙

未成年の場合、一切禁止です（未成年者喫煙禁止法）

9 服装

染髪・ピアスは特に禁止しませんが、就労に支障ないよう自分で考えて行動してください。

10 電話

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話はホームの大人が出た後で必要に応じて入居者へ取り次ぎます。

入居者が電話を利用することはできますが、必要最低限にしてください。

携帯電話の契約は保護者に契約をお願いしてください。それが難しいようならホームの大人へ相談してください。

11 行事

ホーム行事や地域の行事には積極的に参加してください。

12 保険

保護者の方の保険に入るか、アルバイト先の社会保険、国民健康保険に加入してください。

保険料はアルバイト代から支払ってください。

13 家事

調理や洗い物、共用部分の掃除など家事についてはできる限り協力をお願いします。

また、自室の掃除と洗濯については自分でしてください。

14 所持品

現金・通帳・印鑑・キャッシュカード・健康保険証等の貴重品はホームへ預けることをおすすめします。（強制ではありませんが、鍵のかかる部屋で保管するため安全です。）

15 退居

退居時期についてはホームの大人と話し合っ決めてみましょう。退居する際には入居した時の状態に部屋を戻してください。破損個所については弁償してもらいます。

※特別な理由等により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人に早めに相談してください。